

富士山環境研究センター運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富士山環境研究センター（以下「研究センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究センターは、本会の特色ある高度な、環境に関わる研究活動を行うことを目的とする。

(研究部門等)

第3条 研究センターに、研究部門および研究グループ（以下「研究部門等」という。）として、第1研究部を置く。
2.第1研究部は、大気化学及び大気物理学の分野での研究を行う。

(活動)

第4条 研究センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を国内外の研究及び調査を通して行う。

- (1) 自主研究及び調査
- (2) 外部機関からの研究、調査等の受託及び共同研究
- (3) 研究会、講演会、研修会、公開講座等の開催
- (4) 研究報告書の刊行
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な活動

(センター長等)

第5条 研究センターに、研究センター長（以下「センター長」という）を置く。センター長は本会の理事長（以下「理事長」という。）の命を受けて、研究センターに関する事項を掌握する。

- 2 センター長は、本会の理事長が推薦し本会の運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議決を経て決定し、理事長が委嘱する。
- 3 研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 前項に規定する副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 5 副センター長は、センター長が候補者を選出し、運営委員会の議決を経て決定し、理事長が委嘱する。
- 6 センター長及び副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(センター長の職務)

第6条 センター長は、次に掲げる研究センターの運営に関わる事項を統括する

- (1) 研究部門等における研究グループの設置に関する事項
- (2) 研究センターの人事に関する事項
- (3) 研究センターの事業計画に関する事項
- (4) 研究センターに関する研究スペース、設備の管理に関する事項
- (5) 研究センターの予算及び決算に関する事項
- (6) その他センターの運営にかかわる必要な事項

2.研究センター長は自ら研究員として兼務することができ、当該部門等の研究テーマの立案、及び研究の実行とスケジュール管理を職務とする。

(研究部長)

第7条 研究センターに設置された研究部門等に、その所属部門の統括をする1名の研究者を研究部長として置くことができる。

2 研究部長は、センター長が運営委員会に諮ってから理事長に推薦し、理事長が委嘱する。

3 研究部長は、自ら研究を行うと共に、次に掲げる当該部門等の運営に関わる事項を統括する。

- (1) 研究部門内の人事に関する事項
- (2) 研究部門内の研究計画に関する事項
- (3) 研究部門内の構成員にコンプライアンス教育、及び研究活動に係わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。
- (4) 研究部門内に関する研究スペース、設備の管理に関する事項
- (5) 研究部門内の予算及び決算に関する事項
- (6) 研究部門内の運営にかかわる必要な事項
- (7) 研究員としての、当該部門等の研究テーマの立案、及び研究の実行とスケジュール管理を職務とする。

(主任研究員)

第8条 研究センターに設置された研究分門等に、その所属部門の研究部長の職務を補佐する事を目的に主任研究員を置くことができる。

2 主任研究員は、センター長が運営委員会に諮ってから理事長に推薦し、理事長が委嘱する。

3 主任研究員は、前条に規定する研究部長の職務を補佐する。

4.主任研究員は、当該部門等の研究テーマの立案、及び研究の実行とスケジュール管理を職務とする。

(研究員)

第9条 研究センターに、研究センターの専任又は嘱託の研究員（以下「研究員」という。）を置くことができる。

2 研究員は、センター長が運営委員会に諮ってから理事長に推薦し、理事長が委嘱する。

3 研究員は、当該部門等の研究テーマの立案、及び研究の実行とスケジュール管理を職務とする。

(特任研究員)

第10条 研究センターに、非常勤、又は併任の特任研究員を置くことができる。

2 特任研究員は、原則として本会所属の会員のうちから充てる。

3 特任研究員は、センター長が運営委員会に諮ってから、理事長に推薦し、理事長が委嘱する。

4 前項の場合において、本会の会員以外の者を特任研究員とする場合は、当該者が所属する法人代表者の了承を得たうえで、センター長が理事長に申し出て、理事長が委嘱する。

5 特任研究員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、嘱託である者については、嘱託としての委任期間内とする。

6 特任研究員の職務は、前条（第9条）の3項に規定した職務と同様とする。

(技術員)

第 11 条 研究センターには、技術員を置くことができる。

2 技術員は、研究のための支援並びに技術の開発及び普及をおこなう。

3 技術員に係わる取扱いについて、有期雇用契約の更新による通算契約期間の上限は3年とし、資格、手当等については別に定める。

(受託研究員及び共同研究員)

第 12 条 研究センターには、受託研究員及び共同研究員を受け入れることができる。

2 受託研究員及び共同研究員は、本会以外の研究機関を本務とする者から選考するものとし、その手続きは別途定めるところによる。

3 受託研究員及び共同研究員の職務は、前条（第9条）の3項に規定した職務と同様とする。

(ポストドクトラル研究員)

第 13 条 研究センターに、ポストドクトラル研究員（以下「PD」という。）を置くことができる。

2 PDの資格、選考手順等は、別途定めるところによる

3 PDの職務は、前条（第9条）の3項に規定した職務と同様とする。

(報告義務)

第 14 条 研究センター長は、年度ごとに研究分門等の活動経過及び事業計画を運営委員会に報告しなければならない。

(事務)

第 15 条 研究センターの事務は、本会の事務局において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2018年12月20日から施行し、2019年1月5日から適用する。